

6月定例会常任委員会の審査

福祉保健委員会

(条例1件)

【委員長】鈴木幸司

【副委員長】高橋正典

【委員】稲葉寿利、藤田哲哉、植松光徳、望月徹、山下いつみ、福永意人

●富士市新病院建設基本構想等審議会の委員選出について

問 富士市新病院建設基本構想等審議会には、公募により選ばれた市民も参加することですが、何人の市民が公募により委員に選ばれるのですか。また、審議会の委員としてふさわしい人物をどのように選出するのですか。

産業教育委員会

(条例2件、陳情1件)

【委員長】萩野基行

【副委員長】長谷川祐司

【委員】小池智明、新家大輔、石川浩司、市川真未、笠井浩、佐野智昭

●博物館の工芸室、実習室の使用料徴収について

問 博物館の工芸室及び実習室について、新たに使用料を徴収することのことですが、3時間の使用につき、工芸室は500円、実習室は300円としたのはどのような理由からですか。また、使用料が減免されるのはどのような場合ですか。

答 近隣他市町の同規模の公共施設使用料を参考に、当該施設の老朽化の状況や築年数を加味し、金額設定をしました。また、博物館の設置目的に合致する団体や文化の継承に貢献している団体等は減免の対象になるため、現在使用している団体の大半は減免の対象となる見込みです。



▲富士市立博物館 工芸室

建設消防委員会

(条例2件)

【委員長】下田良秀

【副委員長】吉川隆之

【委員】川窪吉男、遠藤盛正、井出晴美、伊東美加、佐藤菊乃、小池義治

●水道事業を所管する官庁が変わったことで本市水道事業への影響は

問 これまで厚生労働省が所管してきた水道事業が、水質に関する部分は環境省に、それ以外は国土交通省に所管が変更となったことに伴い、今回の条例改正のほかにも、今後、関係条例の改正を予定しているとのこと。水道事業の所管が変更されたことは、本市の水道事業にどのような影響があるのですか。

答

審議会は、専門的な内容について審議をする場ではありますが、一方で、一般市民の意見を聞く場でもあると捉えており、公募による市民は、公募委員候補者として登録されている方の中から、医療関係について意見を述べたいという希望がある方を3人選出する予定です。

陳情

簡易水道の市上水道への統合促進に関する陳情

吉永地区の簡易水道組合は役員の高齢化等の課題があり、市上水道への統合に向けて準備を進めているが、実現までには相当な期間が必要となるものと見込まれている。

能登半島地震では上水道復旧の遅れが復興の最大の障害となっていることから、防災対策として簡易水道の市上水道への早急な統合が必要であるため、まずは簡易水道の運営を市が引き継ぎ、その後、市上水道の施設基準に適合するよう設備改修を実施し、統合を進めてほしい。

【審査結果】

防災対策としての早期統合に向けて、市水道使用者や先行して統合した旧簡易水道組合も含めた各組合間の公平性を確保しつつ、統合を加速化する手法について検討を進めていきますとの当局説明に対し、当委員会としては、当局説明を了承することに決しました。

答

主に国土交通省の所管となることで、防災対策強化の観点から、市水道事業への簡易水道の統合が進むと考えられます。また、以前から国土交通省が所管する下水道事業で行われている民間活力の導入が、水道事業にも波及していくことなども考えられます。



特別委員会の中間報告等

新病院建設特別委員会

6月4日新病院の建設について、6月14日陳情についてを議題として開催

●新たに設置する審議会の委員に入っていない富士宮市立病院の意見を確認する考えは

問 有識者会議の新設について、(仮称)富士市新病院建設基本構想等審議会の委員に富士宮市立病院の関係者が含まれていませんが、新病院建設を富士保健医療圏全体に関わる課題と捉え、富士宮市立病院の意見を確認していく考えはありますか。

答 有識者会議が本市の市立病院の建設に関する審議会であることや、富士保健医療圏を総括する富士保健所長が委員になることを踏まえ、富士宮市立病院関係者からの委員選出は見送ったものの、富士地域医療構想調整会議などを通じて本市の新病院建設に関する考えを共有した上で、富士宮市立病院の意見も確認していきたいと考えています。

請願

再審法改正を求める意見書の提出を求める請願

◇総務市民委員会にて審査◇

【請願趣旨】

冤罪被害者の救済には、気が遠くなるほどの時間がかかっているのが実情であり、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、再審法改正には時間の猶予はなく、速やかに改正されるべきだと考えるため、再審法改正を求める意見書の提出を求める。

【審査結果】 採択

憲法で定める基本的人権を守る観点からも、法律の不備があるのであれば、法律を整備していくというのは筋が通った主張であり、請願者の主旨に沿って意見書を提出すべきであるとの意見があり、本請願については採択すべきものと決し、本会議において委員長報告どおり決しました。

陳情

富士市立中央病院建て替えに関する陳情

去る1月15日の本特別委員会にて、新病院は令和13年度の開院を目指すことが示された。近年、利便性向上を目的に敷地内薬局を設置する自治体病院があるが、医薬分業の原則に反すると考える。敷地内薬局の設置は、持続可能な地域医療体制の構築に逆行するものと考え、富士市薬剤師会は、中央病院建て替えに際して敷地内薬局の設置に反対する。

【審査結果】

新規に敷地内薬局を誘致した場合、病院収益の大幅な減収が予想されること、中央病院の周辺にある多くの調剤薬局が経営破綻する可能性が高いこと、加えて、新病院敷地は、大規模災害が発生した際に傷病者のトリアージの場として使用すること、さらには、その次の新病院の建設地となる可能性もあり、敷地内薬局を開設する敷地的余裕もないことから、中央病院の建て替えに際して敷地内薬局の設置は検討しないとの当局説明に対し、当特別委員会としては、当局説明を了承することに決しました。

再審法改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろんのこと、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題である。

しかし、冤罪被害者を救済するための再審手続に関する法律(刑事訴訟法第四編「再審」)上の規定は、僅か19か条しかなく、再審手続をどのように行うかは、裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

また、過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっているが、現状では捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、これを是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定は、あくまでも裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うため、検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、言わば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって国においては、冤罪被害者を早期に救済するため、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定(再審法)を速やかに改正するよう求める。

記

- 1.再審請求手続の審理の適正化に資する規定を整備すること。
- 2.再審請求手続において、全ての証拠を開示する規定を整備すること。
- 3.再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

富士市議会

特集

6月定例会

常任委員会の審査等

一般質問一覧

議会広報委員のページ

特集

6月定例会

常任委員会の審査等

一般質問一覧

議会広報委員のページ